

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

小林市の総人口は、平成30年5月1日で46,174人となっている。年少人口、生産年齢人口、高齢者人口は、それぞれ5,852人、24,317人、16,005人となっており、総人口に占める割合は、それぞれ12.7%、52.7%、34.6%となっている。

小林市の平成25年度の総生産額は、約1,309億円、産業別には、第1次産業は約110億円、第2次産業は約235億円、第3次産業は約954億円となっている。総生産額に対する構成比は、第1次産業が8.4%、第2次産業が18.0%、第3次産業が72.9%となっている。

また、平成27年度に実施した産業構造分析によると、生産額が高いのは、「建設業」、「医療」の順で、非製造業部門の占める比重が高くなっているが、総合的に分析すると「農畜産業」、「林業」、「食品製造業」、「繊維生産製造業」「医療関連サービス業」、「個人向けサービス業」が本市の産業を支える中心となっている。

しかしながら、小林市管内の平成30年4月時点の有効求人倍率1.32倍であり、人手不足・労働力不足が深刻な問題となっている。今後、少子高齢化・人口減少が続く中、今後の中小企業の振興にあたっては、労働生産性を高めていくことが重要であり、そのためには、老朽化している設備の更新を図ることで、生産性を向上させ、企業の競争力を高める必要がある。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画の策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の活性化を図り、経済の力強い発展を目指す。

これを実現するために、計画期間中に40件の先端設備等の導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本計画においては、多様な産業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画においては、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

小林市の産業は第1次産業、第2次産業、第3次産業と多岐に渡り、多様な業種が小林市の経済、雇用を支えているため、本計画において対象となる業種は全業種とする。

また、市内中小企業の幅広い事業を支援するため、本計画において対象となる事業は、労働生産性は年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い業種を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国の同意を得た日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に当たっては、雇用の安定を確保するため、人員削減を伴う先端設備等の導入計画の認定の対象としない等、必要な措置を取る。

また、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについても、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

さらに、納期の到来した市税に未納がある場合についても、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。